

(趣旨)

第1条 放送大学公認心理師教育推進室規程（平成30年大学規程第3号。以下「推進室規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、放送大学公認心理師教育企画運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 推進室規程第2条に規定するカリキュラムに関すること。
- 二 推進室の業務計画に関すること。
- 三 「心理演習」及び「心理実習」の受講者選考に関すること。
- 四 連携企画委員会への提案に関すること。
- 五 その他公認心理師の養成及び推進室の管理運営に関する重要事項に関すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項のうち、委員長が特に重要と判断した事項については、学長の承認を経て決定する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長
- 二 推進室室長
- 三 推進室副室長
- 四 臨床心理学プログラムから選出された教授又は准教授 2名
- 五 心理と教育コースから選出された教授又は准教授 1名
- 六 その他委員長が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号から第6号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員をもって充てる。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。